

「渋沢栄一起業家サロン（仮称）」運営等業務委託 仕様書

本仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が受託者（再委託先の事業者等も含む）に委託して行う「『渋沢栄一起業家サロン（仮称）』運営等業務」（以下「本業務」という。）に関し、本業務の目的、業務内容、成果品の仕様等について定めるものである。

また、本業務の遂行にあたっては、別添「『渋沢栄一起業家サロン（仮称）』調査報告書」の内容も参考とすること（本企画提案競技の参加者のみに提供する）。

1 件名

「渋沢栄一起業家サロン（仮称）」運営等業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和10年5月31日まで

3 目的

本県は首都圏の中央に位置し、交通の要衝としての優位性や産業の多様性を強みとして、全国でも上位の県内総生産を維持してきた。

しかしながら現今、原材料の高騰や人材不足などの課題、GX・DX等の進展など、時代の変化が著しく、県内企業はこれらに対応していくことが求められている。そのためには、これまでの枠に捉われることなく、社会課題の解決や新事業の開発などに果敢にチャレンジし、将来の経済を開拓していく企業や人材を発掘し、支援していく必要がある。

こうした中、企業等が様々な変化に柔軟に対応して「稼げる力」を強化していくには、自らの組織だけではなく、他社や大学、研究機関、自治体等の外部のアイデアや技術、リソースを活用したオープンイノベーションの創出をはじめ、イノベーションの担い手となるスタートアップの創出や人材の育成が重要である。

そこで、本県では、イノベーション創出を支援する施設「渋沢栄一起業家サロン（仮称）」（以下、「サロン」という。）を設置し、令和7年度6月頃の開設を予定している。

サロンでは、本仕様書内に示すコミュニティマネージャーや地域連携コーディネーター（仮称）などを配置し、県内企業やスタートアップ、起業家等からの相談に随時対応するほか、施設内のコミュニティ形成、多様な企業・人材の交流、他の団体・施設等との連携を促進し、その他サロンで実施するイノベーションを生み出すための取組などとも有機的に連携させることでイノベーションを誘発していく。

- 実施設計 : 令和6年10月頃～令和6年12月頃
 実施設計審査 : 令和7年1月頃～令和7年2月頃
 >施設構築期間 : 令和7年3月中旬～令和7年5月中旬
 >運営期間 : 令和7年6月頃～令和10年5月末日
 ※運営期間の終期のみ変わらないものとする。

5 業務内容

(1) 施設の構築

サロンの趣旨をよく理解し、以下を踏まえて施設を構築すること。

施設全体の内装・雰囲気コンセプトを明確にしたうえで、多くの利用者が快適に利用でき、また訪れたいと感じさせる魅力的かつ機能的なものとなるよう十分に工夫を凝らすこと。

内装デザインのコンセプト立案・設計、設計監理、プロジェクトマネジメントなど受託者が提案する施設の構築にあたり必要な業務について、関係法令等を十分遵守したうえで、適切に遂行すること。

ア 図面等

別添のとおり（本企画提案競技の参加者のみに提供する）

イ 機能

以下の機能を全て入れること。

<p>コワーキングスペース</p>	<p>フリーアドレスのコワーキングスペースを施設の軸とし、県内外の企業、起業家、大学、投資家、金融機関、企業の支援機関、地方自治体等、多種多様な業種・業界の利用者が交流・連携を図れる場とすること。また、レイアウト変更等がしやすいようフレキシブルな対応が可能な設計とするとともに、必要な設備（机、イス、コンセント、Wi-fi、コピー機等）を設置すること。なお、利用者の法人登記は不可とする。</p>
<p>個別ブース</p>	<p>打合せや商談、作業等をするための個別ブース（音が漏れにくいよう工夫されたブース）を複数設けること。個別ブースは利用人数（少人数～15名程度）に応じて、フレキシブルに大きさを変更できるような仕様とすることが望ましい。</p>
<p>イベントスペース</p>	<p>セミナーや発表会などのイベントを開催するための最大100名程度収容可能なイベントスペースを設けるとともに、必要な設備（プロジェクター、</p>

	スクリーン等)を設置すること。ただし、常時設ける必要はなく、イベント開催時のみコワーキングスペースの一部などを兼用することも可とする。なお、イベントスペースは 200 m ² 未満に収めること (120 m ² の部屋を二つ作るなども、合計が 200 m ² を超えるため不可)。
受付・情報掲示スペース等	利用者・来訪者の受付スペース及びイベント情報などの利用者にとって必要な情報を集約し、閲覧できるスペースを設けること。
ラウンジ等	利用者同士がリラックスして交流・情報交換できるような開放的なスペースや、快適性向上のための冷蔵庫や IH 機器、電子レンジ等の設置エリアを設けること。なお、火気(ガス)の使用は不可とする。
その他設備等の整備	上記のほか、県と協議のうえ利用者が快適に過ごせるため、かつサロンの目的を十分に果たすためトイレ等をはじめ、その他必要な機能・設備を設けること。 また、スタッフ用の事務スペースを設けること。

ウ 施設名称等の提案

サロンの趣旨に合った県内外で認知されやすい施設名称及びロゴマークを、契約締結後速やかに複数提案すること。名称等には何らかの形で“渋沢栄一”の要素を取り入れることを原則とする。最終的に県と協議のうえ決定することとし、施設名称やロゴマークの著作権は県に帰属させること。

エ 施設の開設

施設は入居ビルの開業に合わせて、運営を開始すること。(現時点では、令和7年6月頃を予定)

オ 注意事項

(ア) 安全性

a 地震対策

落下や転倒等を防止するため、安全性を考慮した対策を講じること。

b 火災対策

火災のリスクや被害拡大を防止するため、安全性を考慮した対策を講じること。

c 災害等の緊急時対策

災害時の避難経路の確保と急病人搬送の導線に配慮するなど、利用者の安全を守ること。

d 防犯性

- (a) 本施設の運営・維持管理方法と整合した防犯設備を設定し、外部からの人や物等の侵入を制御できること。
- (b) 利用者の貴重品・所持品保管場所の盗難防止対策を十分に行うとともに、利用者のプライバシーにも配慮すること。

(イ) 機能性

施設の用途の効用を高める機能的な設計とすること。

(ウ) 耐久性

耐久性に優れ、維持、点検、保守等がしやすいような設計とすること。

(エ) 環境性

- a 省エネ性能の高い家電の選定など、環境負荷及びライフサイクルコストの低減に寄与できるものとする。
- b 周辺施設や周辺住民等へ影響を与えるおそれのある騒音・振動等の軽減を踏まえた適切な施設構築計画により、生活環境の静粛性の保持やプライバシー保護に努めること。

(オ) 快適性

遮音、吸音等の音環境の他、光、熱、空気、衛生等の環境に十分に配慮すること。また、各スペース・各室には適切に空調・照明設備、インターネット環境、コンセント等を設けること。

(カ) 福祉性

ユニバーサルデザインを考慮し、すべての人が利用しやすいように配慮すること。

(キ) 社会性

地元企業や地元産品等を積極的に活用し、地域の活性化に努めること。

カ その他

- (ア) 施設構築にあたっては、県と十分に協議のうえ進めること。また、県の指示に応じて、入居ビルのオーナーなどの関係者とも協議を行い、その規定等に従うこと。
- (イ) 受託者は緊急の事態が発生した場合は、即座に県に連絡を行い、その指示に従うこと。
- (ウ) 上記以外にも施設構築にあたり、合法的かつ常識的な範囲において必要となるその他の業務を行うこと。また、施設構築に必要な各種備品等は受託者にて準備・管理すること。

なお、これらミーティング等の次第、議事録等は受託者が作成し、県に提出すること。

サ 必要な報告、情報提供

本業務における、各種企画内容、進捗状況、実績等に関して、県が報告や資料、情報の提供を求めた場合には、速やかに対応すること。また、提供内容について県がその内容の修正、再提供等を求めた場合には、その指示に従うこと。

なお、上記コ以外に、必要に応じて県が受託者にミーティング等の実施を求めた場合は直ちに应じること。

シ その他

- (ア) 受託者は緊急の事態が発生した場合は、即座に県に連絡を行い、その指示に従うこと。また、地震や火災等が発生した場合は、受託者自身の安全を確保しつつ、施設利用者の安全確保や避難誘導に努めること。
- (イ) 本施設で実施する他のプログラムやイベント等の実施事業者等と連携して、プログラム等参加者の進捗状況の把握に努めるとともに、積極的に交流を図り、必要に応じて支援を行うこと。
- (ウ) 本施設以外の場所で本業務を実施する必要がある場合、県と協議のうえそれに対応すること。
- (エ) 外国人来訪者に対して英語での対応ができる環境整備にできる限り努めること。
- (オ) 上記以外にも施設運営にあたり、合法的かつ常識的な範囲において必要となるその他の業務を行うこと。また、施設運営に必要な各種備品等は受託者にて準備・管理すること。

(3) 施設管理業務

ア 開館日・開館時間の設定

サロンの趣旨や地域性などを踏まえ、適切な開館日・開館時間を提案し、県と協議のうえ決定すること。現時点では、開館日は平日及び土曜日、開館時間は午前10時から午後9時までの間で設定することを想定しているが、必ずしもこれに限らない。また、イベント等の実施の際は、開館時間以外の対応も臨機応変に行うこと。

なお、開設後の利用状況次第では、県と十分協議のうえ、変更することも可能とする。

イ 施設利用規則及び利用基準等の策定

利用者が快適に施設を利用できるよう、施設開設前までに県と協議のうえ利用規則を策定するとともに、サロンの趣旨や地域性などを踏まえ、施設利

